

序論

従来の時制論の過去、現在、未来という視点では多くの事項が時制論の例外事項としてしか説明できない。本来、英文法はシンプルならずであり、例外が多いということは、その視点が誤りであると考えられる。例えば、一番大きな例外事項としては仮定法がある。PEにおける仮定法の文では過去形や過去完了形を使うが、時制論ではあまりに大きなものであったため、別に章を設けて扱う以外になかった。しかも、なぜ仮定法の文では過去形や過去完了形が使われるのかすっきり説明した本は少ない。このことを「現実から離れた世界の事象については過去形で表す。」と説明すれば、「過去形が表す世界は過去だけではない」ことが露見し、従来の時制論の過去、現在、未来という視点では仮定法は例外事項としてしか説明できず、時制論の時間的視点そのものを否定しないと一般事項としての説明は難しい。すなわち、例外的説明が多いならばその視点が誤りである可能性があると帰納的に考えられる。本論は、この仮定法と時制論を一度統合し包括的な時制論として出発したが、その結果得られた結論は時制論そのものを否定してしまった。つまり「動詞の屈折は時制とは異なる因子で変化する / 時制論に代わるものが存在する。」という結論である。さらに、その他の多くの例外事項の一般事項としての説明が可能である。